

村岡新駅周辺地区まちづくり検討会議設置要綱（案）

（目的及び設置）

第 1 条 （仮称）村岡新駅周辺は本市の都市拠点の一つに位置付けられており、その核となる村岡新駅周辺地区は、新駅設置を契機に、鎌倉市深沢地区と一体施行による土地区画整理事業を予定している。

本地区のまちづくりコンセプトの深度化や、その実現化に向けた誘導機能・施設や事業前・中・後の各段階における官民連携による取組等を行うとともに、事業促進に向けた市全体における役割・効果等を整理することを目的として、「村岡新駅周辺地区まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 村岡新駅周辺地区が担う役割・効果等に関する事項
- (2) 村岡新駅周辺地区のまちづくりのコンセプト及び誘導機能・施設等に関する事項
- (3) 実現に向けた官民連携による取組みや先導的な仕組み等に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要となる検討及び専門的な助言、指導等に関する事項

（組織）

第 3 条 検討会議は、構成員 20 人以内で組織する。

（構成員）

第 4 条 構成員のうちこの市の職員以外の構成員は、次の各号に掲げるもののうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、市長が依頼するものとする。

- (1) 学識経験を有する者 3 人
- (2) 村岡地区郷土づくり推進会議の委員 1 人
- (3) 村岡地区自治町内会連合会の委員 1 人
- (4) 藤沢商工会議所役員 2 人
- (5) 村岡新駅周辺地区内の権利者又は権利者社員 3 人

(6) 関係事業者社員 3人

2 構成員のうちこの市の職員である構成員は、企画政策課長、産業労働課長、都市計画課長及び都市整備課長をもって充てる。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任することができる。

(会長等)

第6条 検討会議に、会長を置き、構成員の互選により定める。副会長は、構成員のうちから会長の指名により定める。

(会長等の職務)

第7条 会長は、議事その他の会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会議は、会長及び半数以上の構成員（副会長を含む。）の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会議は、会長が運営上必要と認めるとき、又は藤沢市情報公開条例（平成13年条例第3号）第30条第2号及び第3号の規定事項に係る議事を行う時は会議を非公開とすることができる。

(代理出席)

第9条 構成員が自ら出席することができないときは、代理の者を出席させることができ

る。この場合において、会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって構成員の出席とみなす。

(意見等の聴取)

第10条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、この市の職員その他の関係人を会議に出席させてその意見又は説明を聴くことができる。

(オブザーバー)

第11条 検討会議にオブザーバーとして、神奈川県、鎌倉市の職員を置く。

(秘密保持)

第12条 会長、副会長、構成員、オブザーバー若しくは検討会議に従事する職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 検討会議の庶務は、都市整備部都市整備課において総括し、及び処理する。

(委任)

第14条 前各条に定めるもののほか、検討会議の議事の手続き、その他の検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2019年（令和元年） 月 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が検討会議を招集する。